

平成25年度 第1回 帯広市情報審査会

平成25年7月19日(金)13時30分～
帯広市役所 10階第2会議室

議 事 日 程

1. 平成24年度情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況について
2. その他
3. 諮問第1号 個人情報一部開示決定処分に係る審査請求について
4. 諮問第2号 個人情報非開示決定処分に係る審査請求について

I 平成24年度情報公開制度及び個人情報保護制度の利用状況

1 平成24年度情報公開制度利用状況

- (1) 請求件数 46件（うち1件取り下げ）
- (2) 決定内訳 全部開示18件、一部開示18件、非開示9件（うち不存在6件）
- (3) 実施機関別請求件数

市長	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会	消防長	公営企業管理者	議会
23	21	0	0	0	0	0	0	2	0

- (4) 請求者数 16（うち個人12（市内8、市外4）、法人4（市内0、市外4））
- (5) 不服申立て件数 1件

2 平成24年度個人情報保護制度利用状況

- (1) 請求件数 7件
- (2) 決定内訳 全部開示3件、一部開示1件、非開示3件（うち不存在3件）
- (3) 実施機関別請求件数

市長	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会	消防長	公営企業管理者	議会
4	3	0	0	0	0	0	0	0	0

- (4) 請求者数 6（市内4、市外2）
- (5) 不服申立て件数 2件
- (6) 訂正請求件数 0件

II (年度別) 情報公開制度利用状況

1 請求件数(※注1)

(単位:件)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市長		※27	※11	17	24	21	40	49	86	50	72	35	23
教育委員会		※22	※7		13	27	6	9	16	5	19	14	21
選挙管理委員会								1	1				
公平委員会			※3										
監査委員												1	
農業委員会													
固定資産評価審査委員会													
消防長		※1							5			1	
公営企業管理者						2	3	13	4	2	3	3	2
議会			※1	2	1	2	3	1	4	1	1	1	
合計	※51	※37	※20	19	38	52	52	73	116	58	95	55	46
取り下げ						2	1	4	1	1	4	3	1

2 請求者数

(単位:人)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
個人	23	15	10	6	16	29	18	14	16	15	18	14	12
市内	21	11	5	4	11	21	11	12	12	15	17	11	8
市外	2	4	5	2	5	8	7	2	4		1	3	4
法人(団体)	7	8	5	5	8	6	7	10	10	5	6	12	4
市内	7	5	2	2	2	4	2	2	3	1	1	2	
市外		3	3	3	6	2	5	8	7	4	5	10	4
合計	30	23	15	11	24	35	25	24	26	20	24	26	16

3 開示請求に対する決定内容(※注2)

(単位:件)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
開示	39	29	20	15	23	33	19	21	68	16	34	21	18
一部開示	7	7	5	0	14	14	26	35	37	35	42	25	18
個人情報	※6	※6	※3		10	5	19	32	36	28	27	20	7
その他	※1	※3	※2		4	9	7	3	1	7	15	5	11
非開示	5	11	4	4	1	3	6	13	10	6	15	6	9
個人情報	※1	※2		1							1		
不存在	※4	※8	※4	3	1	3	4	11	9	5	13	5	6
その他	※1	※1					2	2	1	1	1	1	3
合計	51	47	29	19	38	50	51	69	115	57	91	52	45
(開示率)	(97.9%)	(92.3%)	(100.0%)	(93.8%)	(100.0%)	(100.0%)	(95.7%)	(96.6%)	(99.1%)	(98.1%)	(97.4%)	(97.9%)	(92.3%)

※ 開示率 = (開示件数 + 一部開示件数) ÷ (合計決定件数 - 不存在件数) × 100

4 決定に要した期間

(単位:件、日)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1～3日	20	11	7	4	5	11	7	7	3	6	8	3	5
4～9日	17	14	6	9	10	21	9	12	16	16	39	13	17
10日以上	14	12	7	6	23	18	35	50	96	35	44	36	23
合計	51	37	20	19	38	50	51	69	115	57	91	52	45
(平均日数)	(6.2)	(7.1)	(9.1)	(7.7)	(10.4)	(8.1)	(12.6)	(12.4)	(16.8)	(10.3)	(10.3)	(12.1)	(9.5)

5 不服申立て

1件

H14年度以前は、現在と件数の集計方法が異なり、請求件数と決定件数が一致しない場合がある。

※注1：請求件数 H15年度以後は、実施機関別件数をベースに集計することとした。

※注2：開示請求に対する決定内容 H15年度以後は、複数の理由(内訳)がある場合でも、代表的なもの(1つ)のみを集計することとした。

Ⅲ (年度別)個人情報保護制度利用状況

1 開示請求件数 (H8～H12年度までは請求なし)

(単位:件)

年度	H8-H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市長		2	2	2	2		6	5	5	11	2	9	4
教育委員会		1		2	2		4	2	1				3
選挙管理委員会													
公平委員会											1		
監査委員													
農業委員会													
固定資産評価審査委員会													
消防長			1			2		1			1		
公営企業管理者							1						
議会													
合計		3	3	4	4	2	11	8	6	11	4	9	7
取り下げ								1		1		1	

2 開示請求者数

(単位:人)

年度	H8-H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
本人		1	3	2	2	1	4	4	4	7	3	6	5
市内		1	3	2	2	1	4	4	3	7	3	5	3
市外									1			1	2
法定代理人 (未成年者)		1	0	2	1	1	7	2	1	0	1	0	1
市内		1		2	1	1	7	2	1		1		1
市外													
法定代理人 (成年被後見人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
市内													
市外												1	
合計		2	3	4	3	1	11	6	5	7	4	7	6

本人・法定代理人が同一人のため、1人となる。

3 開示請求に対する決定内容

(単位:件)

年度	H8-H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
開示		2	1	4	3	0	6	4	4	4	1	3	3
一部開示		0	1	0	1	2	5	2	0	5	2	3	1
他の個人情報			1		1		5	2		5	2	2	1
その他						2						1	
非開示		1	1	0	0	0	0	1	2	1	1	2	3
他の個人情報			1										
不存在		1						1	2	1		2	3
その他											1		
合計		3	3	4	4	2	11	7	6	10	4	8	7
(開示率)		(100.0%)	(66.7%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(75.0%)	(100.0%)	(100.0%)

※ 開示率 = (開示件数 + 一部開示件数) ÷ (合計決定件数 - 不存在件数) × 100

4 不服申立て 2件

5 訂正請求 なし

IV 平成24年度公文書開示請求内容一覧（情報公開）

資料 4

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
1	H24.4.3 H24.4.6	H24.4.6	4	個人	市内	帯広脳神経外科診療報酬資料	帯広脳神経外科診療報酬資料	一部開示(個人・法人情報 7条①②)	個人の氏名、個人の印、住所及び法人情報	210	市長	市民環境部 国保課	
2	H24.4.9 H24.4.17	H24.4.17	9	個人	市内	・市とCBで締結した委託契約書 ・市と十勝農協連の帯広競馬場使用賃貸借契約書 (H24年度分)	平成24年度 ・十勝農業共同組合連合会との帯広競馬場賃貸借契約書 ・㈱コンピューター・ビジネスとの競馬事務委託契約書	全部開示		160	市長	農政部 ばんえい 振興室	
3-1	H24.4.24 H24.5.7	H24.5.7	14	個人	市内	・3月末にかわした市とCBのばんえい競馬事業に係る確認書 ・市とて締結した市民活動プラザ六中(旧六中校舎)の賃貸借契約書	・帯広市ばんえい競馬事業に係る確認書	全部開示		10	市長	農政部 ばんえい 振興室	
3-2	H24.4.24 H24.5.7	H24.5.7	14	個人	市内	・3月末にかわした市とCBのばんえい競馬事業に係る確認書 ・市とて締結した市民活動プラザ六中(旧六中校舎)の賃貸借契約書	・旧第六中学校舎に係る普通財産使用賃貸契約書	全部開示		70	市長	保健福祉部 障害福祉課	
4	H24.5.8 H24.5.9	H24.5.9	2	法人	市外	町内会長名簿	町内会長名簿	一部開示(個人情報 7条①)	町内会長名	120	市長	市民活動部 市民活動推進課	
5	H24.5.21 H24.5.29	H24.5.29	9	法人	市外	平成24年1月1日から平成24年3月31日までに出たのあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	平成24年1月1日から平成24年3月31日までに出たのあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	一部開示(個人情報 7条①)	個人の氏名	400	市長	市民環境部 戸籍住民課	
6	H24.5.25 H24.6.7	H24.6.7	14	個人	市内	帯広市文化スポーツ振興財団に係る業務委託先業者名、業務内容(平成20年度から平成24年度まで)	帯広市文化スポーツ振興財団に係る業務委託先業者名、業務内容(平成20年度から平成24年度まで)	一部開示(個人情報 7条①)	個人の氏名	400	教育委員会	生涯学習部 スポーツ振興室	
7	H24.6.21 H24.6.22	H24.6.22	2	個人	市内	北海道労働局から出された是正指導書	北海道労働局から一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団に送付された是正指導書	全部開示		10	教育委員会	生涯学習部 文化課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
8	H24.6.26	H24.7.2	7	個人	市内	新たな学校給食調理場基本計画(平成24年1月)のうち ①概算事業費の内訳及びその根拠となる「他の類似施設事例等」の資料 ②年次別整備費及び財源内訳見込みの根拠資料	新たな学校給食調理場基本計画に係る ①概算工事費及び財源内訳(年次別) ②概算工事費参考事例	全部開示		30	教育委員会	学校教育部 学校給食共同調理場	
9	H24.6.26	H24.7.10	15	個人	市内	(1)平成23年度「水道料金の不能欠損処分」の起案書 (2)平成23年度「下水道使用料の不能欠損処分」の起案書	(1)平成23年度「水道料金の不能欠損処分」の起案書 (2)平成23年度「下水道使用料の不能欠損処分」の起案書	一部開示(個人・法人情報 7条①②)	水栓番号、個人の名、住所、お客様番号	3,050	公営企業管理者	上下水道部 総務課	
10-1	H24.6.26	H24.7.6	11	個人	市内	地方自治法第243条の3第2項の規定で報告した 公益財団法人帯広市夜間急病対策協会、財団法人帯広市産業開発公社、株式会社帯広緑化振興公社、株式会社みどりの村振興公社、株式会社帯広市農業振興公社 の法人税等及び消費税等の確定申告書関係書類(申告書及び付表、添付書類) (事業年度)平成17年度～平成23年度 貴職が所持していない書類であったならば、情報公開条例第39条第3項及び第40条第3項の規定により当該書類を取り寄せし、開示すること。	地方自治法第243条の3第2項の規定で報告した公益財団法人帯広市夜間急病対策協会の法人税等及び消費税等の確定申告書関係書類(申告書及び付表、添付書類)	非開示(不在)	公文書不在		市長	保健福祉部 健康推進課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
10-2	H24.6.26	H24.7.6	11	個人	市内	<p>地方自治法第243条の3第2項の規定で報告した</p> <p>公益財団法人帯広市夜間急病対策協会、財団法人帯広市産業開発公社、株式会社帯広緑化振興公社、株式会社みどりの村振興公社、株式会社帯広市農業振興公社の法人税等及び消費税等の確定申告書関係書類(申告書及び付表、添付書類)(事業年度)平成17年度～平成23年度</p> <p>貴職が所持していない書類であったならば、情報公開条例第39条第3項及び第40条第3項の規定により当該書類を取り寄せし、開示すること。</p>	<p>地方自治法第243条の3第2項の規定で報告した財団法人帯広市産業開発公社の法人税等及び消費税等の確定申告書関係書類(申告書及び付表、添付書類)(事業年度)平成17年度～平成23年度</p>	非開示(不在)	公文書不在		市長	商工観光部 工業労政課	
10-3	H24.6.26	H24.7.6	11	個人	市内	<p>地方自治法第243条の3第2項の規定で報告した</p> <p>公益財団法人帯広市夜間急病対策協会、財団法人帯広市産業開発公社、株式会社帯広緑化振興公社、株式会社みどりの村振興公社、株式会社帯広市農業振興公社の法人税等及び消費税等の確定申告書関係書類(申告書及び付表、添付書類)(事業年度)平成17年度～平成23年度</p> <p>貴職が所持していない書類であったならば、情報公開条例第39条第3項及び第40条第3項の規定により当該書類を取り寄せし、開示すること。</p>	<p>地方自治法第243条の3第2項の規定で報告した株式会社みどりの村振興公社、株式会社帯広市農業振興公社の法人税等及び消費税等の確定申告書関係書類(申告書及び付表、添付書類)(事業年度)平成17年度～平成23年度</p>	非開示(不在)	公文書不在		市長	農政部 農政課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の内容又は名称		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
10-4	H24.6.26	H24.7.6	11	個人	市内	地方自治法第243条の3第2項の規定で報告した 公益財団法人帯広市夜間急病対策協会、財団法人帯広市産業開発公社、株式会社帯広緑化振興公社、株式会社みどりの村振興公社、株式会社帯広市農業振興公社 の法人税等及び消費税等の確定申告書関係書類(申告書及び付表、添付書類) (事業年度)平成17年度～平成23年度	株式会社帯広緑化振興公社の法人税等及び消費税等の確定申告書関係書類(申告書及び付表、添付書類)	非開示(不存) 在	公文書不存 在		市長	都市建設部 みどりの課	
11	H24.6.28	H24.7.10	13	個人	市内	帯広市体育施設指定管理者、帯広文化スポーツ振興財団と帯広市との協定書の内、平成24年度からの分と年度別協定(帯広の森施設分)	帯広市体育施設指定管理者帯広市文化スポーツ振興財団と帯広市との協定書の内、平成24年度以降の分と年度別協定(帯広の森施設分)	全部開示		1,010	教育委員会	生涯学習部 スポーツ振興室	
12	H24.7.9	H24.7.12	4	個人	市内	学校給食食材価格が解る資料(直近の物)	平成24年度7月分給食物資購入見積合せ結果表	全部開示		100	教育委員会	学校教育部 学校給食共同調理場	
13	H24.7.11	H24.7.25	15	個人	市内	帯広市下水道事業会計及び帯広市下水道事業会計 ・消費税の確定申告書関係書類(申告書及び付表、添付書類) 事業年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)	帯広市下水道事業会計及び帯広市下水道事業会計 ・消費税の確定申告書関係書類(申告書及び付表、添付書類) 事業年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)	全部開示		230	営企 業管理 者	上下水道部 総務課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
14	H24.7.11 H24.7.25	H24.7.25	15	個人	市内	財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団の 法人税等の申告書及び消費税の申告書関係 書類(申告書及び付表、添付書類) (事業年度)平成23年4月1日～平成24年3 月31日 貴職が所持していない書類であったなら ば、情報公開条例第39条第3項及び第40条 第3項の規定により当該書類を取り寄せ し、開示すること。	財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団の 法人税等の申告書及び消費税の申告書関係 書類(申告書及び付表、添付書類) (事業年度)平成23年4月1日～平成24年3 月31日	全部開示		270	教育委員会	生涯学習部 スポーツ振 興室	
15	H24.7.12 H24.7.13	H24.7.13	2	個人	市内	文化・スポーツ振興財団が道労働局に出し た改善報告書	一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団 から北海道労働局に送付された改善報告書	全部開示		60	教育委員会	生涯学習部 文化課	
16	H24.8.1 H24.8.14	H24.8.14	14	個人	市内	ばんえい競馬騎手暴行傷害事件調査報告書	ばんえい競馬騎手暴行傷害事件調査報告書	一部開示(個 人情報 7条 ①)	氏名等	80	農政部 ばんえい 振興室		
17	H24.8.2 H24.8.8	H24.8.8	7	個人	市内	帯広市と北海清掃社との一般廃棄物処理に かかわる平成23年度に契約した契約書	帯広市と北海清掃社との一般廃棄物処理に かかわる平成23年度に契約した契約書	全部開示		130	市長	市民環境部 清掃事業課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
18	H24.8.14 H24.8.28	H24.8.28	15	個人	市外	在日朝鮮人総連合会関係施設について、平成22年度固定資産税減免に関する文書一切	在日朝鮮人総連合会関係施設について、平成22年度固定資産税減免に関する文書一切	一部開示(その他)	■条令第7条第1号(個人情報)に該当個人の氏名、住所等 ■条令第7条第2号(法人情報)に該当税額、床面積等 ■条令第7条第6号(法令秘情報)に該当未登記家屋の図面	170	市長	総務部 資産税課	
19	H24.8.24 H24.9.7	H24.9.7	15	個人	市内	帯広市文化スポーツ振興財団が、帯広市から受給した補助金・交付金等の平成18年4月から平成24年7月現在までの項目別金額	帯広市文化スポーツ振興財団が、帯広市から受給した補助金・交付金等の平成18年4月から平成24年7月現在までの項目別金額	一部開示(不存在)	平成18年分文書	320	教育委員会	生涯学習部 スポーツ振興室 生涯学習部 文化課	
20	H24.8.30 H24.9.7	H24.9.7	9	個人	市内	帯広市市民環境部が平成23年11月8日執行した、平成24年度から平成28年度までの可燃ごみ・不燃ごみ収集運搬業務委託、指名競争入札参加業者のうち第4収集区域内応募業者一覧及び各業者入札金額一覧	帯広市市民環境部が平成23年11月8日執行した、平成24年度から平成28年度までの可燃ごみ・不燃ごみ収集運搬業務委託、指名競争入札参加業者のうち第4収集区域内応募業者一覧及び各業者入札金額一覧	一部開示(事務事業執行情報 7条⑤)	予定価格、最低制限価格	10	市長	市民環境部 清掃事業課	
21	H24.8.31 H24.9.5	H24.9.5	6	法人	市外	平成24年4月1日から平成24年6月30日までに出た街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	平成24年4月1日から平成24年6月30日までに出た街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	一部開示(個人情報 7条①)	個人の氏名	460	市長	市民環境部 戸籍住民課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
22	H24.9.19 H24.10.3	H24.10.3	15	個人	市内	帯広市職員資格試験に係る、平成19年度から(1)募集職種(2)募集試験の年度別問題集(3)募集試験の構成(4)その他募集試験に係る資料	帯広市職員資格試験に係る、平成19年度から(1)募集職種(2)募集試験の年度別問題集(3)募集試験の構成(4)その他募集試験に係る資料	一部開示(不在)	請求(2)のうち一般教養試験及び適性試験に関する部分	1,160	市長	総務部 職員課	
23	H24.10.12 H24.10.17	H24.10.17	6	個人	市内	H23年度に行ったごみ収集運搬業務委託(第1～3収集区域)と資源ごみ収集運搬業務委託(第1～5収集区域)に係る指名競争入札の入札業者の入札額が分かる文書(H24～H28年度)	平成23年度に行った、ごみ収集運搬業務委託(第1～5収集区域)と資源ごみ収集運搬業務委託(第1～3収集区域)に係る指名競争入札の入札業者の入札額がわかる文書	一部開示(事務事業執行情報 7条⑤)	予定価格、最低制限価格	80	市長	市民環境部 清掃事業課	
24	H24.10.15 H24.10.19	H24.10.19	5	個人	市内	平成22、23年度除雪受注契約書(ヒオキ工業分)	平成22、23年度大正地区ブロック除雪業務委託に関する契約書(ヒオキ工業株式会社、タイキ工業株式会社分)	全部開示		190	市長	都市建設部 道路維持課	
25	H24.11.15 H24.11.29	H24.11.29	15	個人	市内	平成24年11月14日の総務文教委員会資料「新たな学校給食調理場に係る市民意見(平成24年9月基本設計中間まとめ以降)」に記載されていた次の事項の根拠となった資料全部 ・番号6市の考え方「衛生管理上の課題や敷地、コスト、整備期間の制約があり」とした資料	平成24年11月14日の総務文教委員会資料「新たな学校給食調理場に係る市民意見(平成24年9月基本設計中間まとめ以降)」に記載されていた次の事項の根拠となった資料全部 ・番号6市の考え方「衛生管理上の課題や敷地、コスト、整備期間の制約があり」とした資料	非開示(不在)	公文書不在		教育委員会	学校教育部 学校給食共同調理場	
26	H24.11.15 H24.11.29	H24.11.29	15	個人	市内	平成24年11月14日の総務文教委員会資料「帯広市新学校給食調理場基本設計書(概要)の基となった基本設計書全部	平成24年11月14日の総務文教委員会資料「帯広市新学校給食調理場基本設計書(概要)の基となった基本設計書全部	全部開示		990	教育委員会	学校教育部 学校給食共同調理場	
27	H24.11.15 H24.11.29	H24.11.29	15	個人	市内	平成24年11月14日の総務文教委員会資料「帯広市新学校給食調理場基本設計書(概要)で示された概算工事費 ①算出基礎となった資料等全部 ②財源内訳	平成24年11月14日の総務文教委員会資料「帯広市新学校給食調理場基本設計書(概要)で示された概算工事費 ①算出基礎となった資料等全部 ②財源内訳	一部開示(不在)	公文書不在	10	教育委員会	学校教育部 学校給食共同調理場	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部署	備考
					(請求内容)	(開示内容)						
28	H24.11.15 H24.11.29	H24.11.29	15	個人 市内	(1) 学校給食における産地別食材の導入状況(平成19年度から平成24年10月まで、産地区分及び集計年・月の単位で) ①野菜の導入率、量、種類、価格及びその構成の資料 ②食材の導入率、量、種類、価格及びその構成の資料 ③加工食品の導入率、量、種類、価格及びその構成の資料	(1) 学校給食における産地別食材の導入状況(平成19年度から平成24年10月まで、産地区分及び集計年・月の単位で) ①野菜の導入率、量、種類、価格及びその構成の資料 ②食材の導入率、量、種類、価格及びその構成の資料 ③加工食品の導入率、量、種類、価格及びその構成の資料	一部開示(その他)	■ 不存在 ・ 請求(1)①のうち、価格の資料(平成24年度、平成20年度、平成19年度) (1)②③ ■ 条例第7条第1号(個人情報)に該当 ・ 請求(1)①のうち、氏名に該当する部分	450	教育委員会 学校教育部 学校給食共同調理場		
29	H24.11.15 H24.11.29	H24.11.29	15	個人 市内	学校給食調理場において使用した食材について(平成24年度) ①放射性セシウムを検出した食材の件に関する資料(伝票等)及び納入に ②購入価格が分かる資料 (2) 献立の起案書等(4月～11月15日に作成した分) (3) 献立ごとの作業工程表及び作業動線図(11月1日～7日) (4) 受配校における検査簿(11月1日～7日) (5) 共同調理場における調理場搬出時及び受配校搬入時の温度と時間を記録した(11月1日～7日)	学校給食調理場において使用した食材について(平成24年度) ①放射性セシウムを検出した食材の件に関する資料(伝票等)及び納入に ②購入価格が分かる資料 (2) 献立の起案書等(4月～11月15日に作成した分) (3) 献立ごとの作業工程表及び作業動線図(11月1日～7日) (4) 受配校における検査簿(11月1日～7日) (5) 共同調理場における調理場搬出時及び受配校搬入時の温度と時間を記録した(11月1日～7日)	一部開示(その他)	■ 不存在 ・ 請求(5)のうち、調理場搬出時及び受配校搬入時の温度を記録した書類 ■ 条例第7条第1号(個人情報)に該当 ・ 請求(5)のうち、氏名、印影に該当する部分	1,260	教育委員会 学校教育部 学校給食共同調理場		
30	H24.11.22 H24.11.30	H24.11.30	9	法人 市外	平成24年7月1日から平成24年9月30日まで に付定のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	平成24年7月1日から平成24年9月30日まで に付定のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	一部開示(個人情報 7条①)	個人の氏名	610	市長	市民環境部 戸籍住民課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
31	H24.11.26 H24.12.5	H24.12.5	10	法人	市外	下記の学校の敷地にかかる地盤調査データ(東小、柏小、帯広第六中)	次の学校の敷地に係る地盤調査データ 東小学校、柏小学校、旧帯広第六中学校	全部開示		110	教育委員会	学校教育部 企画総務課	
32	H24.11.26 H24.11.30	H24.11.30	5	個人	市内	北海道教育庁学校教育局と帯広市教育委員会学校教育部が協議(打ち合わせを含む)した資料(メモ、復命書を含む)(年度は、平成22年度から平成24年10月までの分)	北海道教育庁学校教育局と帯広市教育委員会学校教育部が協議(打ち合わせを含む)した資料(平成22年度から平成24年10月分まで)	全部開示		120	教育委員会	学校教育部 企画総務課	
33	H24.12.5 H24.12.7	H24.12.7	3	個人	市外	〇〇の内容を記した本年8月以降に作成された事故報告書を含む一切の関係書類。更に、同校教頭並びに校長が請求者に対して虚偽の内容を回答したことへの事実調査結果に関する書類。	・〇〇の内容を記した本年8月以降に作成された事故報告書を含む一切の関係書類。 ・同校教頭並びに校長が請求者に対して虚偽の内容を回答したことへの事実調査結果に関する書類。	非開示(存否応答拒否10条)			教育委員会	学校教育部 学校教育課	
34	H24.12.10			個人	市外	本年8月27日、28日に私が〇〇〇〇学校教頭並びに校長に電話した内容が記載された報告書、備忘録、個人メモ、外部記載媒体など一切の書類	本年8月27日、28日に私が〇〇〇〇学校教頭並びに校長に電話した内容が記載された報告書、備忘録、個人メモ、外部記載媒体など一切の書類				教育委員会	学校教育部 学校教育課	※H24.12.10 取 下げ
35	H24.12.25 H24.12.28	H24.12.28	4	個人	市外	私の申出に基づいて、佐藤課長若しくは他の者が〇〇〇〇〇〇〇〇学校校長に聞きとりした内容を記した聞きとり者のメモ、報告書、備忘録などの類	私の申出に基づいて、佐藤課長若しくは他の者が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇学校校長に聞きとりした内容を記した聞きとり者のメモ、報告書、備忘録などの類	非開示(存否応答拒否10条)			教育委員会	学校教育部 学校教育課	
36	H25.1.28 H25.1.31	H25.1.31	4	法人	市外	西2条南38丁目4街区、西4条南35丁目2・3街区の住居表示台帳	帯広市西2条南38丁目4街区、帯広市西4条南35丁目2、3街区の住居表示台帳	全部開示		30	市長	市民課 境部 戸籍住民課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容 (非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
37	H25.2.7 H25.2.12	H25.2.12	6	個人	市外	平成24年度「太陽光発電システム導入促進」補助金の設置工事担当者及び設置工事担当者の申請件数(直近のものまで)	平成24年度帯広市太陽光発電システム導入促進補助金の設置工事事業者名及び業者別申請件数	全部開示		20	市長	市民環境部 環境課	
38	H25.2.13 H25.2.15	H25.2.15	3	個人	市外	私が〇〇〇〇学校の教頭、校長、教育委員会佐藤課長に電話した内容で作成した文書(事故経過書を作成するに当たり、その元となった文書)	私が〇〇〇〇学校の教頭、校長、帯広市教育委員会佐藤課長に電話した内容が記されたもので、第三者が、本人等から聞いた内容を作成した文書(事故経過書を作成するに当たり、その元となった文書)	非開示(存否応答拒否10条)			教育委員会	学校教育部 学校教育課	
39	H25.2.13 H25.2.26	H25.2.26	14	個人	市外	〇〇に関する体罰の内容が記された文書	〇〇に関する体罰の内容が記された文書	非開示(不在)	公文書不在		教育委員会	学校教育部 学校教育課	
40	H25.2.22 H25.3.5	H25.3.5	12	法人	市外	平成24年10月1日から平成24年12月31日までに出たのあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	平成24年10月1日から平成24年12月31日までに出たのあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	一部開示(個人情報7条①)	個人の氏名	640	市長	市民環境部 戸籍住民課	
41	H25.2.25 H25.2.28	H25.2.28	4	個人	市内	帯広市教育委員会と北海道教育庁学校教育局健康体育課との協議(復命書、報告書、電話聴取・打合せメモ、その他メモ含む)した資料(平成22年度から平成24年度(平成25年2月まで))	帯広市教育委員会と北海道教育庁学校教育局健康体育課との協議(復命書、報告書、電話聴取、打合せメモ、その他メモ含む)した資料(平成22年度から平成25年2月まで)	全部開示		100	教育委員会	学校教育部 企画総務課	
42	H25.3.4 H25.3.7	H25.3.7	4	個人	市外	平成21年度、平成22年度、平成23年度における帯広市の外郭団体(出資・補助・助成)への市職員退職者の再就職状況(再就職先の役職名含む)	平成21年度、平成22年度、平成23年度における帯広市の外郭団体(出資・補助・助成)への市職員退職者の再就職状況(再就職先の役職名含む)	平成21年度、平成22年度における帯広市の外郭団体(出資・補助・助成)への市職員退職者の再就職状況		10	市長	総務部 職員課	

V 平成24年度情報提供による公文書複写一覧

資料5

No.	受付日	決定日	複写した公文書の名称又は内容	費用(円)	担当部課	備考
1	H24.4.24	H24.4.24	平成24年3月13日付確認申請書及び図面等	270	都市建設部 建築指導課	
2	H25.3.6	H25.3.6	平成24年度中学校教科書採択資料答申	870	学校教育部 学校教育課	

平成24年度個人情報開示請求内容一覧

資料6

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
1	H24.5.23 H24.5.30		8	本人	市内	私が大型ごみを排出した際の受付資料	請求者本人が大型ごみを排出した際の受付資料(大型ごみ収集連絡票)	全部開示		10	市長	市民環境部 清掃事業課	
2	H24.7.2 H24.7.6		5	本人	市内	私(〇〇〇〇)の印鑑証明書申請書の写し(H23年6月～H24年1月)	私(〇〇〇〇)の印鑑証明書申請書の写し(H23年6月～H24年1月)	非開示(公文書不存)	公文書不存		市長	市民環境部 戸籍住民課	
3	H24.12.25 H25.1.8		15	本人	市外	私が〇〇〇〇学校の教頭、校長、教育委員会学校教育課佐藤課長と電話した際の内容が記されたメモ、備忘録、電磁的記録媒体、報告書等の一切	私が〇〇〇〇学校の教頭、校長、教育委員会学校教育課佐藤課長と電話した際の内容が記されたメモ、備忘録、電磁的記録媒体、報告書等の一切	一部開示(他の個人情報 17条 ②)	開示請求者以外の個人情報に関する部分(帯広市個人情報保護条例第17条第2号ただし書アに該当する部分を除く。)	30	教育委員会	学校教育部 学校教育課	
4	H24.12.27 H25.1.9		14	本人	市内	〇〇〇〇の要介護認定審査会議事録及び介護認定審査会資料	〇〇〇〇様の介護認定審査会資料及び介護認定審査会議事録	全部開示		60	市長	保健福祉部 介護保険課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
5	H25.1.28	H25.2.8	12	本人	市内	私が〇〇〇〇学校の教頭、校長、教育委員会学校教育課佐藤課長に電話した内容が記されたメモ、備忘録、電磁的記録媒体、報告書等で、各人が作成したものを(平成25年1月21日に回答を受けた事故経過書を作成するに当たり、その元となった文書)	私が〇〇〇〇学校の教頭、校長、教育委員会学校教育課佐藤課長に電話した内容が記されたメモ、備忘録、電磁的記録媒体、報告書等で、各人が作成したものを(平成25年1月21日に回答を受けた事故経過書を作成するに当たり、その元となった文書)	非開示(公文書不存)	公文書不存		教育委員会	学校教育部 学校教育課	
6	H25.2.1	H25.2.4	4	法定代理人(未成年者)	市内	成績、出席日数(〇〇〇〇学校)	〇〇〇〇様の〇〇〇〇〇〇〇〇学校在学時の成績及び出席状況	全部開示		10	教育委員会	学校教育部 企画総務課	
7	H25.3.8	H26.3.14	7	本人	市外	予防接種台帳	〇〇〇〇様の予防接種台帳 対象期間：昭和30年7月から 昭和37年3月まで	非開示(公文書不存)	公文書不存		市長	保健福祉部 健康推進課	

社会保障・税番号制度の概要

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案～

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行う。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを交換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- 個人番号の利用範囲を法律に規定。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び災害対策等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理由上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めるとは禁止。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付。
- 政令で定めるものが安全基準に従って、ICチップの空き領域を本人確認のために利用。（民間事業者については、当分の間、政令で定められないものとする。）

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの提供など番号法に規定するもの限り可能。
- 民間事業者は情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイポータル）の提供、特定個人情報保護評価の実施、特定個人情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要と認めるときは、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

個人番号の主な利用範囲

⇒ 社会保障、税、災害対策分野等の事務で利用

⇒ 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付に関する事務

⇒ 雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務

⇒ 医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務

⇒ 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

⇒ 被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

年金分野

労働分野

福祉・医療・その他分野

税分野

災害対策
分野

社会保障分野

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の概要

行政手続を処理する者が個人番号及び法人番号の特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能により異なる分野に属する情報並びに他の行政事務を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認するたため情報システムを運用して、効率的情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことととにも、このことにより、国民が手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関個人情報保護法等の特例を定めるもの。

I. 総則

目的、定義、基本理念、責務等(1条～6条)

II. 個人番号

指定・通知・変更、番号の生成(7条、8条)
利用範囲(9条)
再委託、委託先の監督(10条、11条)
個人番号利用事務実施者等の責務(12条、13条)
提供の要求(14条)
提供の求めの制限(15条)
本人確認の措置(16条)

III. 個人番号カード

個人番号カードの交付、利用(17条、18条)

IV. 特定個人情報の提供

1. 特定個人情報の提供の制限等

特定個人情報の提供の制限(19条)
収集等の制限(20条)

2. 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

情報提供ネットワークシステム(21条)
特定個人情報の提供(22条)
情報提供等の記録(23条)
秘密の管理(24条)
秘密保持義務(25条)

V. 特定個人情報の保護

1. 特定個人情報保護評価

特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針(26条)
特定個人情報保護評価(27条)
特定個人情報ファイルの作成の制限(28条)

2. 行政機関個人情報保護法等の特例等

行政機関個人情報保護法等の特例(29条)
情報提供等の記録についての特例(30条)
地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護(31条)
個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護(32条～35条)

VI. 特定個人情報保護委員会

1. 組織

委員会の設置、任務、所掌事務、職権行使の独立性、組織等(36条～40条)
委員長及び委員の任期等、身分保障、罷免(41条～43条)
委員長(44条)、会議(45条)、事務局(46条)
政治運動等の禁止(47条)
秘密保持義務(48条)、給与(49条)

2. 業務

指導及び助言(50条)、勧告及び命令(51条)
報告及び立入検査(52条)
適用除外(53条)
措置の要求(54条)
内閣総理大臣に対する意見の申出(55条)
国会に対する報告(56条)

3. 雑則

規則の制定(57条)

VII. 法人番号

通知等(58条)
情報の提供の求め(59条)
資料の提供(60条)
正確性の確保(61条)

VIII. 雑則

指定都市の特例(62条)
事務の区分(63条)
権限又は事務の委任(64条)
主務省令(65条)
政令への委任(66条)

IX. 罰則

罰則(67条～77条)

附則

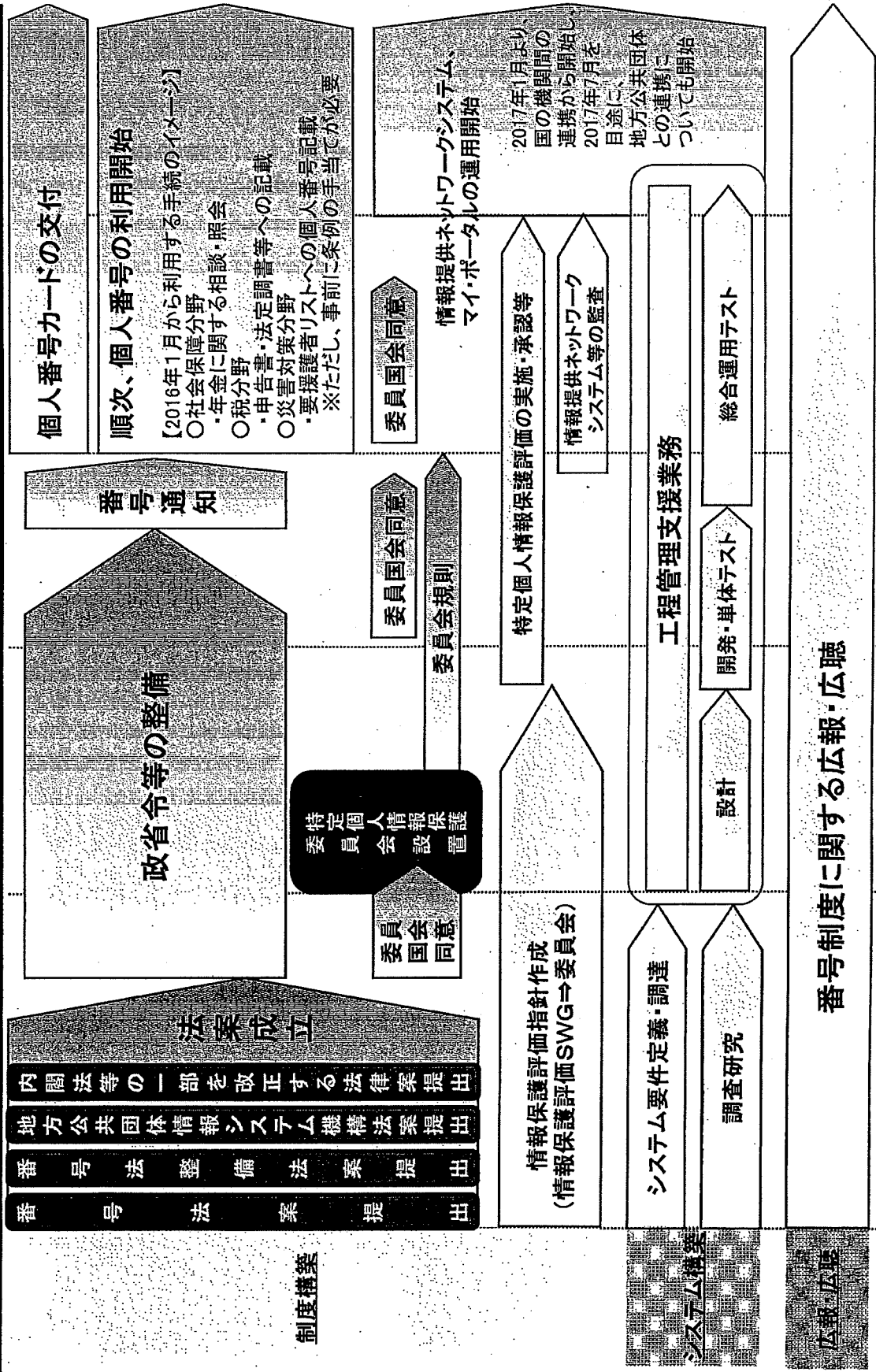
施行期日(附則1条)
準備行為(附則2条)
経過措置(附則3条、附則4条)
政令への委任(附則5条)
検討等(附則6条)

別表第一(利用範囲(9条)関係)

別表第二(提供制限(19条)関係)

社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ(案) (H25年通常国会法案成立・H28年利用開始)

2013年 (H25年) 2014年 (H26年) 2015年 (H27年) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年)



災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律案の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならぬこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。

4 平常からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。

平成24年6月27日公布・施行

概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるように、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

残された課題

(第1弾改正時にお示ししたもの)

- 自然災害による国家的な緊急事態への対応のあり方
- 避難の概念の明確化
- 被災者支援の充実
- 減災等の理念の明確化と多様な主体による防災意識の向上
- 復興の枠組みの整備
- その他災害対策法制全体の見直し

附則

政府は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報への取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

行政不服審査制度の見直し方針(概要)



行政不服審査制度とは

- 行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続

※ 国と地方公共団体に共通に適用される仕組み

- 簡易迅速な手続により、国民の権利利益の救済が可能(手数料は無料)

国への申立て

: 約2.3万件 (認容率11.9%) 【平成21年度】

地方公共団体への申立て

: 約1.6万件 (認容率5.4%) 【平成21年度】

(参考)

平成21年度に裁判所に提訴された
行政事件は約4千件

見直しの考え方

行政不服審査法については、昭和37年の制定以来、実質的な法改正がなく、

- ① 公正性の向上
- ② 使いやすさの向上
- ③ 国民の救済手段の充実・拡大

の観点から、時代に即した見直しが必要であり、

(参考) 関連する法制度の整備・拡充

・平成5年 行政手続法の制定
(聴聞手続など事前手続の整備)

・平成16年 行政事件訴訟法の抜本改正
(出訴期間の延長など司法救済手続の拡充)

総務省として、見直し方針を取りまとめるもの

今後のスケジュール

- 見直し方針に沿って、300本以上の関係法律の見直しを行い、次期通常国会への法案提出を目指す。
- 法案成立後は国の行政機関、地方公共団体等で準備を進めるとともに国民への周知を行い、2年以内に新制度に移行

主な見直し内容

1. 公正性の向上～点検の強化(審理の見える化)～

○ 不服申立ては、審査請求人と処分庁の主張を審理した上で、審査庁(大臣等)が裁決を行う手続

[見直し内容]

(1) 審理において、職員のうち処分に参与しない者(審理員)が、両者の主張を公正に審理

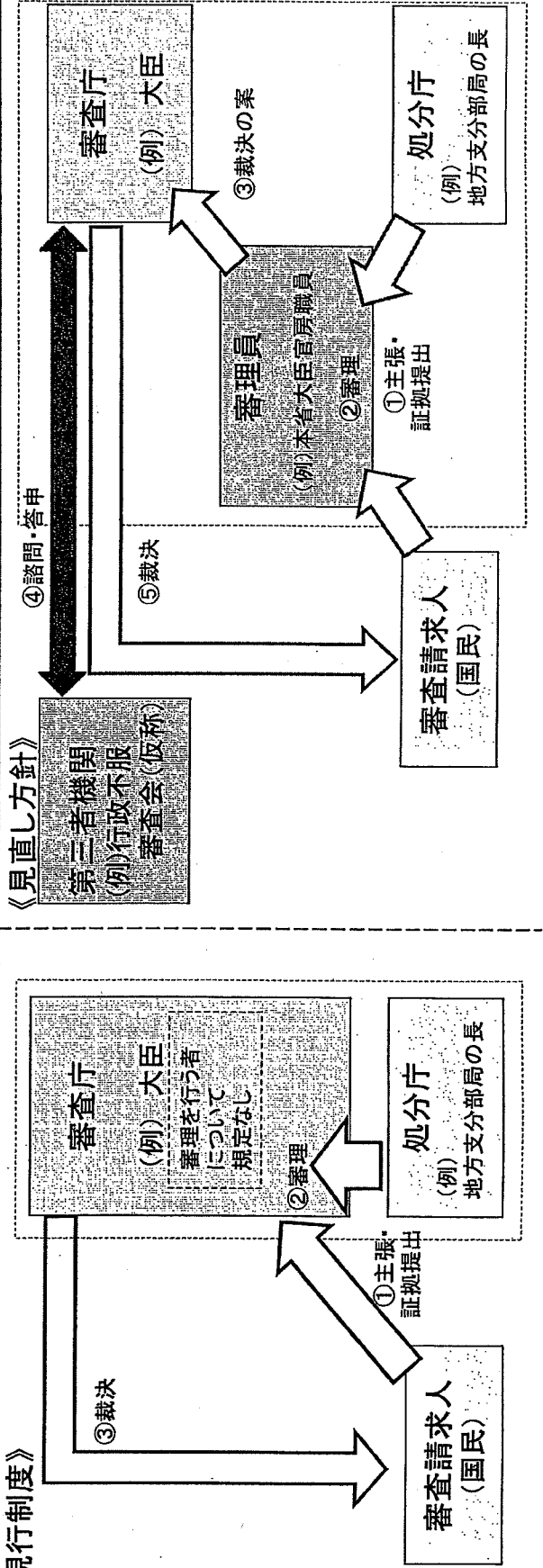
・ 現在、審査請求の審理を行う者について法律に規定がなく、処分関係者が審理を行うことがありうる。

(2) 裁決について、有識者から成る第三者機関が点検

・ 第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性を向上

・ 審査請求人が審理を希望しない場合、第三者機関が諮問を不要と認めた場合等には諮問を不要とし、迅速な裁決を希望する国民にも配慮

《現行制度》



2. 使いやすさの向上～国民の利便性～

〔見直し内容〕

(1) 不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長

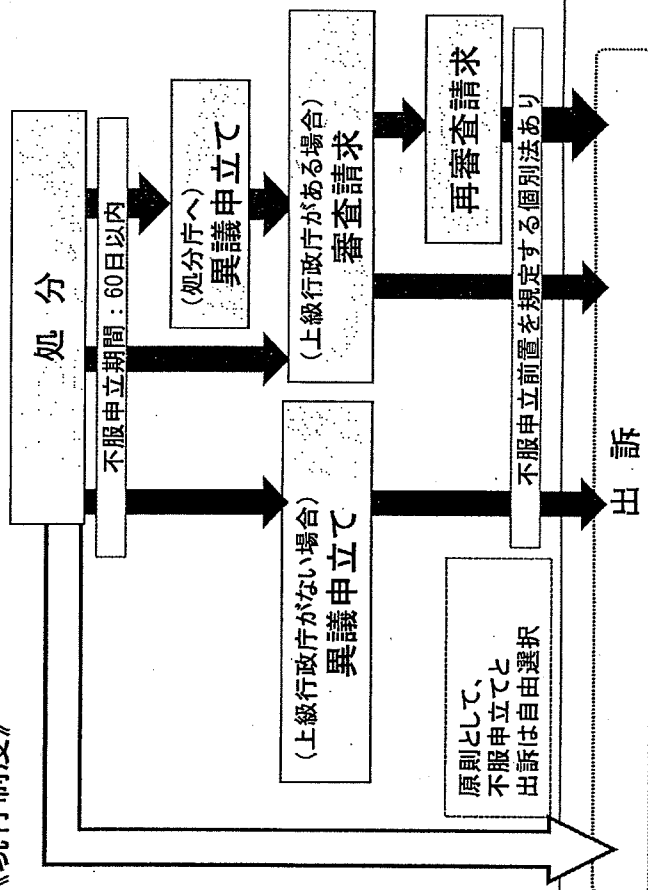
(2) 不服申立ての手続を審査請求に一元化

- ・ 現行は上級行政庁がない場合は処分庁に「異議申立て」をするが、処分庁から説明を受ける機会が与えられていないなど「審査請求」と手続が異なる。「異議申立て」をなくし「審査請求」に一元化することで、こうした問題が解消
- ・ 税など不服申立てが大量にあるものについて、例外的に処分庁に簡易に見直しを求め手続を設ける。

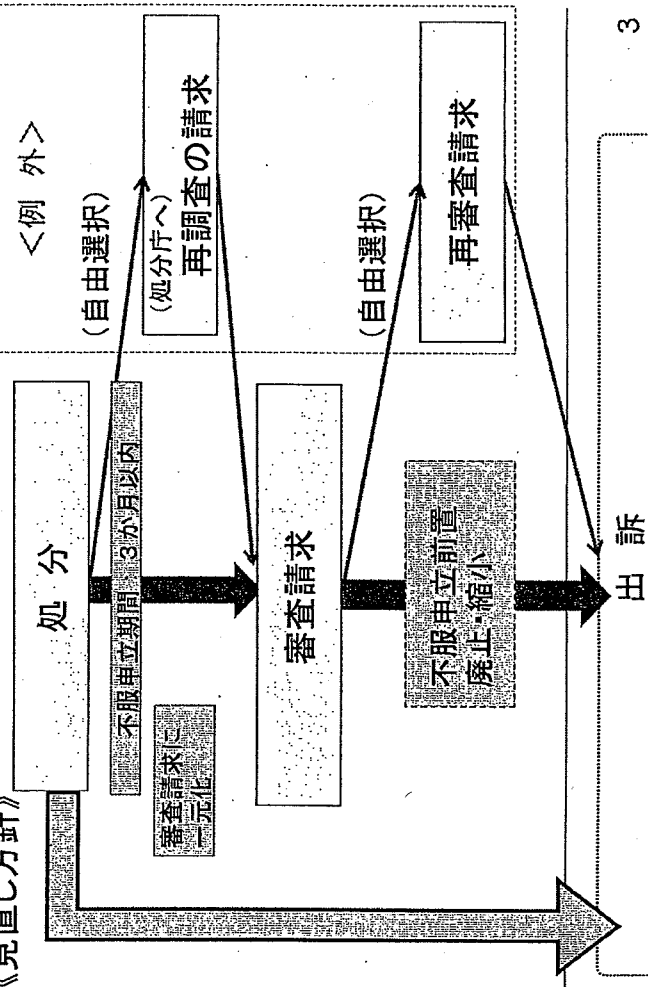
(3) 不服申立前置の見直し(裁判所への出訴との選択を拡大)

- ・ 不服申立前置（国税、社会保険等、個別法の規定により不服申立てを経た後でなければ出訴できないとするもの）について、不服申立てが大量にあるもの等に限定し、直ちに出訴することを求める国民にも配慮

《現行制度》



《見直し方針》



3. 国民の救済手段の充実・拡大～行政手続法の改正～

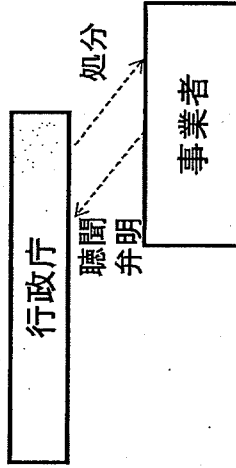
○ 不服申立ては、行政処分により不利益を受けた場合に行政に不服を申し出る仕組みであるが、それ以外にも以下のような場合を、法律上の仕組みとして位置付ける。

〔見直し内容〕

- (1) (法令違反の事実を発見すれば)是正のための処分等を求めることができる。
 - ・ 国民が、法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための法律上の手続を定めるもの
- (2) (法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に)中止等を求めることができる。
 - ・ 行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出を法律上の手続として位置付けるもの

《現行制度》

(1) 一定の処分を求める申出



《見直し方針》

(2) 行政指導に対する是正の申出

